

Jヴィレッジ
全天候型練習場多目的化改修工事
(設計・施工一括発注)
公募型プロポーザル募集要項

令和元年7月

福島県企画調整部

1 目的

この要項は、福島県が発注する「Jヴィレッジ全天候型練習場多目的化改修工事」（以下「本工事」という。）において、福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領（制定平成 21 年 3 月 30 日総務部長依命通達 平成 27 年 3 月 20 日最終改正）（以下「試行要領」という。）第 6 条第 2 項に規定する募集要領を定めるものである。

なお、試行要領中「測量等委託業務」とあるのは、「Jヴィレッジ全天候型練習場多目的化改修工事」と読み替えて、これらの規定を準用する。

また、この要項に定めのない事項については、試行要領に基づくものとする。

2 本工事の概要

(1) 工事名

Jヴィレッジ全天候型練習場多目的化改修工事

(2) 発注者

福島県

(3) 工事場所

双葉郡檜葉町大字山田岡字美シ森 8-45

(4) 改修対象施設

Jヴィレッジ全天候型練習場

(5) 対象業務

本工事の対象業務（以下「本業務」という。）は次のとおり。

ア ・改修対象施設に係る設計業務（避難安全検証法に基づく検証業務含む）

・工事監理業務

・建築確認申請などの関係法令の手続き業務

イ ・改修対象施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事

(6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、全天候型練習場多目的化改修工事要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり。

(7) 履行期間

契約締結日の日から令和 2 年 3 月 20 日（金）まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。

(8) 提案上限価格

ア 本業務に係る提案上限価格は、135,450 千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）とする。

※上記金額を超えた提案は失格とする。

イ 各業務の提案価格は、次の金額を目安とする。

設計等業務：23,250 千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

施工業務:112,200 千円(消費税及び地方消費税(10%)を含む。)

3 設計者及び施工者の選定方式

公募型プロポーザル方式

4 事務局

福島県企画調整部エネルギー課

住 所 〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 本庁舎 5 階

電 話 024-521-7116 F A X 024-521-7912

担当者 主事 大越

E-mail energy@pref.fukushima.lg.jp

H P <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/>

5 参加資格

(1) 参加者の構成等

技術提案書を提出する者(以下「提出者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たしている単独企業又は2者から4者によって結成された特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)とする。なお、JVによる参加の場合は、施工業務を行う者を代表者(以下「JV 代表者」という。)とする。

(2) 単独企業又はJV構成員に共通する参加要件

提出者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) JVの構成員に関する参加要件

JVの構成員(以下「構成員」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 代表者が、参加表明書において明らかであること。

イ 構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加しないこと。

(4) 業務別の参加要件

提出者のうち、設計業務又は施工業務を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。なお、単独企業による参加の場合は、次に掲げる(ア)設計業務及び(イ)施工業務の両方の資格要件を満たす者とする。

(ア) 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ③ 過去 10 年以内に業務が完了した、次の要件を満たす設計業務を元請として履行した実績があること。なお、共同企業体で受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績として評価する。

<要件>

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添 2 による建築物の類型第三号に該当し、延床面積 3,000 m²以上の実施設計業務。ただし、複合施設の場合は、別用途(類型第三号以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上の場合に限る。

(イ) 施工業務に係る要件

施工業務を行う代表者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建築一式工事について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ② 過去 10 年以内に工事及び引渡しが完了した、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。なお、共同企業体として受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績として評価する。

<要件>

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添 2 による建築物の類型第三号に該当し、延床面積 7,500 m²以上の施工業務。ただし、複合施設の場合は、別用途(類型第三号以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 7,500 m²以上の場合に限る。

6 日程

	項目	日程
(1)	公募型プロポーザル公告日	令和元年 7 月 4 日
(2)	質問受付期間	令和元年 7 月 5 日から令和元年 7 月 10 日
(3)	質問への回答	令和元年 7 月 12 日
(4)	参加表明書・技術提案書提出期限	令和元年 7 月 26 日
(5)	参加資格確認結果・一次審査結果通知	令和元年 7 月下旬
(6)	二次審査実施日 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和元年 8 月 2 日
(7)	二次審査結果通知	令和元年 8 月下旬
(8)	契約の締結	令和元年 8 月下旬
(9)	技術提案者の選定、結果公表	令和元年 8 月下旬

7 募集要項等の交付

以下の資料は、福島県企画調整部エネルギー課のホームページに掲載する。

(ア) 全天候型練習場多目的化改修工事(設計・施工一括発注)公募型プロポーザル募集要項

(イ) 全天候型練習場多目的化改修工事(設計・施工一括発注)公募型プロポーザル様式集

(ウ) 全天候型練習場多目的化改修工事(設計・施工一括発注)要求水準書

(エ) 全天候型練習場多目的化改修工事(設計・施工一括発注)プロポーザル審査基準(以下「審査基準」という。)

事務局ホームページ掲載期間

令和元年7月4日(木)から

令和元年7月26日(金)まで

以下の資料は、電子データを提供する。

(カ) 敷地測量データ

(キ) 地質調査データ

(ク) 既存施設竣工図等

(ケ) 全天候型練習場予約状況

電子データの提供期間

令和元年7月5日(金) 午前9時から

令和元年7月26日(金) 午後5時まで

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。

電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてDVD-Rを配布する。

電子データ受領の際、守秘義務誓約書(様式7)を記入し提出すること。

※交付資料は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。配布されたDVD-Rは、情報漏洩のないように適正に廃棄すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和元年7月5日(金) 午前9時から

令和元年7月10日(水) 午後5時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

質問書(様式 2)に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、事務局あてに電子メールにて提出すること。なお、送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、一括してとりまとめ回答書(様式 3)を令和元年 7 月 12 日(金)(午後 5 時頃を予定)に、事務局ホームページに掲載する。なお、回答内容は、本要項及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱う。

9 参加表明書の作成及び提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により参加表明書を提出すること。

(1) 提出期限

令和元年 7 月 26 日(金) 午後 5 時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、受付期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話にて行うこと。

(4) 提出書類

ア 参加表明書(様式 1-1、1-2) 1 部

(※単独企業の場合は様式 1-1、JV の場合は様式 1-2)

イ 参加資格確認書(様式 1-3、1-4)

参加資格の他、事務所や技術者の資格、実績を確認できる資料を添付すること。(様式番号順に綴り、ページを付して、左上をステープル留めすること。)

(5) 提出部数

正1部 副2部 計3部及び CD-R 1部

※CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に、提出書類の電子データを格納し提出すること。CD-R への格納の条件は、次のとおり。(CD-R の提出方法は以下同様とする。)

(ア) 提出データ:様式の指定があるものは、PDF 形式に変換せず、その他は PDF 形式とすること。

(イ) その他:CD-R は、ウイルスチェックを行ったうえで提出すること。

10 技術提案書の作成及び提出方法

(1) 作成に係る条件

要求水準書に示す機能等を満たすよう技術提案書を作成すること。

(2) 技術提案書の提出方法

ア 提出期限

令和元年 7 月 26 日(金)午後 5 時まで

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、受付期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話にて行うこと。

エ 提出部数

(ア) 技術提案書(様式 6-1)	1部
(イ) 提案価格見積書(様式 5-1,5-2)	1部(封書にして提出)
(ウ) 実績・体制審査に係る提案書(様式 8-2)	正1部 副5部 計6部
(エ) 技術審査に係る提案書(様式 6-3-1~6-3-7)	正1部 副5部 計6部
(オ) 共同企業体協定書(様式 4)	1部
(カ) CD-R	1部

※CD-R(容量が不足する場合はDVD-R)には、提出書類の電子データを格納すること〔提案価格見積書及び提案価格見積書(内訳書)を除く〕。

オ 体裁及び書式

(ア) 技術提案書(様式 6-1)は、代表者名の記名押印をし、他の書類とは綴じ込まず、頭に添えて提出すること。

(イ) 各書類は様式集に示された指定様式、順番、用紙サイズに従い作成すること。また、それぞれにページを付して、左上をステープル留めすること。

(ウ) A3 判様式は、A4 判様式の大きさに折り込むこと。

(エ) 技術提案書の作成に当たっては、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は、一切記載しないこと。記載のある場合には、事務局にて黒塗りとする場合がある。

(オ) 使用する文字のフォントは、10.5 ポイント以上(図表内の文字は制限しないが、見やすさに配慮すること。)とすること。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。

(カ) 用紙の余白は、左右、最低 20mm 以上を確保すること。(ページ番号は除く)。

(キ) 提案価格見積書(様式 5-1)及び提案価格見積書(内訳書)(様式 5-2)

は、封筒に入れて封印し、本工事名、提案価格見積書在中である旨及び提出者名を明記すること。

(キ) 提出した提案価格見積書(様式 5-1)及び提案価格見積書(内訳書)(様式 5-2)の訂正はできない。

(3) 技術提案書の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

ア 提出者が前記「5 参加資格」を満たしていない場合。

イ 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合(技術提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。)なお、提出期限までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、特定記録郵便または簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

ウ 技術提案書の様式及び本要項に示された条件に適合しない場合。

エ 技術提案書その他の一切の書類中に虚偽の内容が記載されている場合。

オ 提出者が2つ以上の技術提案書を提出した場合。

カ 技術提案書提出から契約までの間に、技術提案書に記載した配置予定技術者が、本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。

キ ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

ク 提出者が、Jヴィレッジ全天候型練習場多目的化改修工事公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。

11 審査の実施及び結果の通知

以下の二段階審査方式により実施する。

①一次審査

審査委員会は、提案内容を審査・評価し、第二次審査対象として3者程度選考する。第一次審査の結果は7月下旬に応募者全員に電子メールで連絡する。応募者数によっては、第一次審査を省略する場合がある。

②二次審査(ヒアリング)

提案内容について、ヒアリングを行う。ヒアリングの日時は一次審査の通過者に一次審査の結果とともに電子メールで連絡する。

技術提案書及び見積書並びにヒアリングにより審査を行い、総合得点から、1位の技術提案書及び見積書を特定し受注候補者を選定する。その他、2位の得点者を次点受注候補者として選定する。

なお、応募者が1者の場合は、総合得点を踏まえ、審査委員会の合議により選

定する。

二次審査の結果についてはヒアリング対象者全員に電子メールで通知するとともに、審査結果を事務局ホームページに掲載する。

<ヒアリング等実施方法>

(ア) 実施日時(8月2日(金)を予定)及び会場は、別途通知する。

(イ) ヒアリング等の出席者は、技術提案書に記載した配置予定技術者の中から選出し、3名以内とする。

(ウ) プレゼンテーションは、提出者が提出した技術提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。(プロジェクターやスクリーンは、事務局で用意する。)

(エ) プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後に、審査委員からのヒアリングを20分程度行う予定。

(オ) ヒアリング等への出席等に係る費用は、提出者の負担とする。

12 審査基準

別紙、審査基準のとおり。

13 契約に関する事項

(1) 契約の締結

審査委員会で選定された受注候補者と契約交渉を行うが、次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結を行わない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合。

イ 福島県から入札参加資格制限を受けることとなった場合。

ウ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合。

エ 技術提案書の無効が判明した場合。

(2) 契約の成立

福島県と受注候補者は、速やかに契約締結の交渉を行い、令和元年8月中旬に契約を締結する。

14 その他

(1) プロポーザルの参加に係る費用は、全て提出者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱いについて

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出書類は、参加表明書、技術提案書の審査以外に提出者に無断で使用

しない。

ウ 提出された技術提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、提出書類に虚偽の記載のあった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

エ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を提案書類の作成に使用することにより生ずる責任は、提出者が負うものとする。

オ 原則として、参加表明書及び技術提案書の提出後、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

- (3) 技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、一切、公表及び他の業務に使用することはできない。
- (4) 技術提案書に基づく本業務の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金の請求などの措置を行う場合がある。
- (5) 技術提案書の提案内容が、本業務にそのまま採用されるものではない。
- (6) 受注候補者は、技術提案書に記載した提案価格見積額を超えて契約をすることはできない。